

(昭和六十年度福生市一般会計予算審査特別委員会副委員長石川榮二君登壇)
○昭和六十年度福生市一般会計予算審査特別委員会副委員長(石川榮二君)ただいまは昭和六十年度の福生市一般会計予算審査特別委員会副委員長の大役を仰せつかりまして、ここにありがとうございます。身に余る光栄に存するものでございます。役割の重さというものをひしひしと感じておるわけでございますが、皆様方の御指導をいただきながら御期待に沿うべく鋭意努力する所存でございます。

どうか関係の皆様方におかれましてはよろしく御指導、御協力をお願いいたします。簡単ではございますが、就任のごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(田村市郎君) 以上で正副委員長のごあいさつは終わりました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十七議案第二十四号昭和六十年度福生市

国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 古谷正夫君登壇)

○市民部長(古谷正夫君) 議案を御説明する前に先ほど不手際があったことを深くおわび申し上げます。次第でございます。よろしくどうかお願い申し上げます。

御指名をいただきまして議案第二十四号昭和六十年度福生市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

本予算につきましては昨年十月国民保険法が改正され退職者医療制度の創設に伴いまして歳入歳出ともそれに対応した予算編成をしたものでございます。なお、それに伴いまして予算科目の廃目、新設を行っております。また予算の編成に当たり平均の被保険者を一万六千五百五人、平均世帯数を六千九百八十世帯の基礎をもちまして医療費を六・二％の伸びを見込んで積算したものでございます。

まず総則について御説明申し上げます。第一案につきましては歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ十四億六千六百九十一万四千円と定めようとするものでございます。金額内訳は第二表歳入歳出予算で後ほど御説明申し上げます。

第二条の一時借入金につきましては、一時借入金の額の最高額を三億三千
万円と定めようとするものでございます。

第三条の歳出予算の流用でございますが、歳出予算の各項の経費の
金額を流用することができる場合につきましては同一款内でこれらの経費の各
項の間の流用を規定しようとするものでございます。

二ページをお開きいただきます。第二表 歳入歳出予算について御
説明申し上げます。

まず歳入でございますが、国民健康保険税におきまして四億二千八百二十六万
八千円を計上しております。退職者医療制度の施行に伴い目以下において
従来の国民健康保険税と一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険
者等国民健康保険税とに区分しており、現年度保険税が所得の伸びを
七%、調定では四・九七%とし、調定額の収納率九五%を見込んでいる
滞納繰越分については一般退職分を合わせて一千五百七十九万一千円を見込ん
で計上しております。

次に国庫支出金でございますけれども、七億四千五百八十二万七千円のうち国庫

負担金の六億二千九百五十九万四千円は事務費負担金、療養給付費等
負担金でございます。

国庫補助金一億一千六百二十三万三千円は助産費補助金六百三十三万
及び財政調整交付金一億一千二百万円でございます。

次に療養給付費交付金七千三百二十八万三千円ですが、これは退職者医
療制度の実施に伴う退職者医療費交付金でございます。

即支出金でございますが、即補助金の九千八百九十二万円は即の補助要
綱の変更により従来の目を廃目とし、新たに即補助金の財政調整補助金
として計上いたしましたものでございます。

繰入金でございますが、九千二百万円は一般会計からの繰入金でございます。
繰越金の二千五百万円は五十九年度より補正後の予算費相当額を計
上したものでございます。

諸収入三百六十一万六千円は滞納延滞金百六十一万一千円、預金利息百四十
一万二千円、雑入として第三者納付金五十一万一千円、返納金十一万一千円及び
自動車事故等の損害保険金の科目存置でございます。

以上、歳入合計が十四億六千六百九十一万四千円と相なるものでございます。
三ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございますが、総務費の

総務管理費五千三百五十六万二千円は職員八名分の人件費、事務費及び運営協議会費、連合会負担金等でございます。なお保険委員制度の廃止に

より報奨金を計上しております。徴税費を廃止していただきました。

保険給付費十億二千五十二万八千円のうち療養諸費九億一千四百九十七万六千円は退職者医療制度の実施に伴い療養給付費、療養費とともに一般被保険者、退職者被保険者等に区分し、医療費を前年度の六・一％の伸びを見込んで計上したものでございます。その他畜直支払手数料でございます。

高額療養費八千三百七十九万円も療養諸費同様一般被保険者、退職被保険者等に区分し、制度改正に伴う増を見込んで計上したものでございます。

助産費一千八百十万円は百八十一件を見込んだものでございます。
葬祭費三百三十万円は葬祭百十件を見込んだものでございます。

育児諸費三十六万二千円は育児手当百八十件分を見たものでございます。
次に老人保健拠出金でございますが、三億八千三百八十三万四千円は昭和六十年度の拠出金と昭和五十八年度の精算分及び事務費拠出金を計上したものでございます。

共同事業拠出金として二万円。これは退職者医療制度に伴うもので、年金受給権者一覽表打出し拠出金でございます。

保健施設費二十九万六千円は医療費通知経費及び保養施設の利用扶助でございます。

公債費三百二十五万五千円は一時借入金の利子でございます。

諸支出金の償還金及び還付金二百十万二千円は国郡支出金に対しする精算返還金の科目付置及び過誤納保険税の還付金でございます。

予備費三百三十一万七千円によりまして歳出合計十四億六千六百九十一万四千円と相なるものでございます。

なお不安定につきまして国民健康保険運営協議会におきまして御審議をいただいたものでございます。

以上、大要雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(田村中郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君)

以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十四号は、厚生委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君)

御異議なしと認めます。よつて議案第二十四号は、厚生

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村中郎君)

日程第二十八議案第二十五号 昭和六十年度福生市

老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 生田国利君登壇)

○福祉部長(生田国利君)

議案第二十五号 昭和六十年度福生市老人保

健医療特別会計予算につきまして提案理由とその内容について御説明申し上げます。

御承知のとおり予算は老人保健法に基づく医療事業を行うための医療費のみの特別会計であり、昭和五十八年二月より実施され、実質的実績は約二年で医療費の推計が非常に困難であります。昭和六十年度予算編成につきましては実績をもとに受診状況等検討を加えまして編成した次第でございます。

それでは内容について御説明申し上げます。

まず一ページをお開きいただきたいと思います。一ページの総則について御説明

申し上げます。歳入歳出予算でございますが、第一条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ八億七千六百六十八万一千円と定めようとするもので

でございます。

次に二ページをお開きいただきしたいと思います。歳入歳出予算につきまして御説明申し上げます。

まず歳入でございますが、一の支払基金交付金の六億一千八百八十万円でございますが、この額は総医療費から一部負担金を引いた支弁予定額の七〇%の金額に当たります。六億八百六十三万七千円と支払手数料の交付金二百十九万一千円でございます。

次の国庫支出金の国庫負担金につきましては一億七千三百八十九万七千円は支弁予定額の二〇%の額でございます。

三の即支出金、即負担金につきましては四千三百四十七万五千円は支弁予定額の五%の額でございます。

四の繰入金の他会計繰入金につきましては四千三百四十七万四千円は支弁予定額の五%の額で、これは市の負担分でございます。

繰越金につきましては一千円を科目存置したものでございます。

六の諸収入につきましては六千円は延滞金及び加算金、それから預金利

子それから一千円の科目存置と、それから雑入におきまして第三項行為による納付金、返納金、雑入等とそれから一千円の科目存置した次第でございます。

歳入総額八億七千六百八十一万一千円と相なり次第でございます。

次に歳出でございますが、一の医療諸費の医療諸費につきましては八億七千六百六十七万円は医療給付費として八億四千七百円、これは国保分が一万七千五百件、社保分が一万五千件の給付費と医療費支給費の二千二百四十八万円の合計の額でございます。その他に支払手数料として二百十九万円が計上いたしてございます。

次の諸支出金五千円でございますが、償還金及び還付金で国庫支出金、即支出金、それから支払基金の積算返還金、過誤納返還金とそれから一千円の科目存置をしたものの合計でございます。

次の他会計繰入金でございますが、これは一般会計の繰り出しの関係から科目存置をいたした次第でございます。

次の予備費におきまして計数整理上六千円を計上したものでございまして、

この歳出合計が八億七千六百六十八万一千円と相りる次第でございます。
以上、推駁の説明でございますが、原案とおり御可決くださりますよう
お願い申し上げます。説明は終わりたいと思います。

○議長(田村中郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十五号は、厚生委員会に付託し
たいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二十五号は、
厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村中郎君) 日程第二十九議案第二十六号昭和六十年度福生市

福生市市計画事業福生工地区画整理事業会計予算を議題といた
します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 森田 進君登壇)

○建設部長(森田 進君) 御指名をいただきましたので議案第二十六号昭
和六十年度福生市福生市市計画事業福生工地区画整理事業会計予
算について御説明を申し上げます。

本予算は昨年二月に換地処分を行つた完成をいたしました福生駅東口
工地区画整理事業に對します。換地清算金が主のものでございます。

まず一ページの総則でございますが、第一条で歳入歳出予算の総額と歳
入歳出が六十六万一千円と定めるところのものでございます。

次に内容でございますが、二ページをお開きをいただきます。第二表の歳入
歳出予算につきまして四ページの事項別明細書に従ひまして御説明をさしてい
ただきます。

四ページをお開きをいただきますと思ひます。

繰越金ですが、二十万円を計上

いたしました。これは前年度繰越金でございます。
次に預金利息ですが、一千円を計上いたしました。これは歳計現金預金
利息でございます。

次に五ページをお開きといたしたいと思います。換地清算徴収金ですが、
四十六万円を計上いたしました。これは徴収金の分納の申し入れ者五名分ござ
います。

以上、歳入合計六十六万一千円でございます。
続きまして六ページをお開きといたしたいと思います。一般管理費ですが、
十三万七千円を計上いたしました。これは清算金徴収事務等にかかる事務
経費でございます。

次に換地清算交付金の繰出金ですが、四十六万円を計上いたしました。これは
一般会計に繰り出すものでございます。
次に七ページをお開きといたしたいと思います。予備費ですが、六万四千円
を計上いたしました。

以上、歳出合計六十六万一千円でございます。

大変難解な御説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案ど
おり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、説明にかえらばいただ
きます。

○議長(田村中郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十六号は、建設委員会に付託した
と思います。御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十六号は、
建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村中郎君) 日程第三十議案第二十七号昭和六十年度福生市

下水道事業会計予算を議題といたします。

本堂について、提案不理由の説明を求めます。

(建設部長 森田 進君登壇)

○建設部長(森田 進君)

御指名をいただきましたので議案第二十七号昭和

六十年度福生市下水道事業会計予算につきまして御説明を申し上げます。

本市の下水道事業につきましてはすでに全区域の下水道認可を受けまして

昭和五十九年度末において管渠整備面積六百五十ヘクタールが完了する

予定でございます。整備率で申し上げますと九八%となっております。

一方、水洗化の普及状況でございますが、五十九年度末において約一万四千八百

世帯で普及率約八〇%になる予定でございます。この実績は議会並びに

市民の皆様方の御協力なすものと深く感謝申し上げます。次第でございます。

このように汚水管の整備が終局を迎える中で、今後は市内全世帯の

水洗化の普及と維持管理に一層の努力をしております。また雨水対策

については板管等の整備の充実を図っております。よろしく

御指導のほどをお願い申し上げます。

それでは予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず一ページを開きいただきますと思います。総則でございますが、第一

条で歳入歳出を概ね十七億四千五百二十七万六千円と定めようとするものでござ

います。

第二条では地方債について定めようとするものでございます。

第三条では一時借入金、借入れ最高額を二億七千万円と定めようとするものでござ

います。

次に歳入歳出予算の内容につき御説明を申し上げます。

二ページの第一表歳入歳出予算の内容についてでございますが、予算事項

別明細書によりまして御説明を申し上げます。

五ページを開きいただきますと思います。まず歳入でございますが、分担

金及び負担金の下水道事業受益者負担金でございますが、一千七百六十四

万円で、これは昭和五十六年度からの現年度分と繰納繰越分ござ

います。次に使用料及び手数料の下水道使用料でございますが、三億四千六百九十

万九千円で、これは昭和六十年度末で水汚化普及率約八六%を見込んであります。

次に国庫支出金の下水道費、国庫負担金でございますが、一千十四万五千円で、これは流域下水道横田基地分の防衛施設庁からの負担金で、通称基地見舞い金と申してあるものでございます。

次に六ページをお開きをいただきますと思います。国庫支出金の下水道費、国庫補助金四千六百十三万円でございしますが、この内訳をいたしまして下水道管渠埋設費補助金を四千二百十三万円。これは二件の工事を予定しておりまして、施工場所は中央五号幹線の上流で福栄町会との地内と本町排水区の中役所裏から埼玉銀行までの管渠埋設でございします。また新たに下の川改修事業に伴う調査委託補助金を四百万円を計上いたしました。次に都支出金の下水道費、都補助金でございますが、百万円で、これは補助対象事業費を四千万円と定め、補助率二五%分でございします。

次に財産収入の物品売り払い収入五千円でございします。

次に七ページをお開きをいただきますと思います。繰入金の一般会計繰入

金でございますが、九億四千五百万円です。このうち一千五百万円は防衛施設庁からの調整交付金を見込んであります。

次に繰越金で五千万円。これは前年度繰越金でございします。

次に諸収入の延滞金で五万円を計上いたしました。

次に八ページをお開きをいただきますと思います。諸収入の預金利息で

ございますが、百九万六千円で、これは歳計現金預金利息と預託金利息でございします。

次に水洗便所改造資金貸し付け元金収入で一千三百五十万円を計上いたしました。

次に九ページをお開きをいただきますと思います。市債の下水道債で三億一千

三百八十万円でございますが、内訳をいたしましては、公共下水道事業債三億九百

二十万円、流域下水道事業債四百六十万円でございます。

次に十ページをお開きいただきます。歳出についてでございますが、総務費の一般管理費で一億五千八百九十八万円を計上いたしました。主なものを申し

上げますと職員人件費十七名分の給料及び手当で九千七千三百円、委託料で三千九百八十九千七千円。この内容は十一ページの使用料徴収事務委託料及び本年度新たに計上いたしました使用料調書作成委託料等でございます。次に負担金、補助及び交付金で一千五百九千二百円、この内容は十二ページの水洗便所改造補助金等でございます。次に貸付金で一千三百五十千円。これは水洗便所改造資金融資預託金でございます。次に補償、補てん及び賠償金で百十四千二百円。これは水洗便所改造資金融資利子補給金等でございます。

次に十三ページをお開きといたしたいと思います。維持管理費で二億七千六百八十三千七千円を計上いたしました。主なものとして委託料が一千七百四十一千七千円。これは管渠調査委託料及び本年度新たに計上いたしました資産台帳作成委託料等でございます。次に工事請負費で一千四百六十四千円を計上いたしました。これは維持管理補償工事費で人孔及び路面等の補修また管渠補修工事費でございます。次に負担金、補助及び交付金で二億四千五百七十九千円、これは流域下水

道維持管理負担金等で汚水処理量は約六百四十六万五千トンを見込んでおります。

次に十四ページをお開きといたしたいと思います。事業費の管渠木質費で五億二千七万五千円を計上いたしました。主なものとして委託料で二千七百十二千円。これは管渠敷設計委託料、下の川改修事業に伴う調査委託料等でございます。工事請負費では三億九千四百六十四千円を計上いたしました。これは汚水管及び雨水管の管径二三百ミリから一千三百ミリの埋設工事を約二キロメートル施工しようとするものでございます。また汚水升設置工事等でございます。次に負担金、補助及び交付金で四千四百七十六千八百円。これは継続で施工しております西住宅地区周辺排水路新設工事負担金でございます。次に補償、補てん及び賠償金で五千三百七十七千円。これは管渠工事に伴う地下埋設物等移設補償料でございます。

次に十五ページをお開きといたしたいと思います。流域下水道費で七百三十二万六千円を計上いたしました。これは処理場の施設の増設に伴う建設事業負担金でございます。